

生食輸発0121第1号
平成28年1月21日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産アーモンド加工品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成28年1月20日付け生食輸発0120第8号)にて通知したところです。

今般、輸入時の自主検査において、イタリア産アーモンド加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者へ周知方よろしく申し上げます。